

オーストラリアハイギョ 研究試料提供契約書

弘前大学大学院医学研究科生体構造医科学講座（以下「提供機関」という）と別紙１の第１項に規定する機関（以下「受領機関」という）とは、学術研究の促進を目的として、提供機関に所属する研究者が所有するオーストラリアハイギョ卵、胚、組織及びその付属物（以下「本試料」）を受領機関における研究のため提供するにあたり、以下のとおり契約を締結する。

（資料の提供）

- 第１条 1.提供機関は、受領機関に対し、別紙１第２項記載の本試料を別紙１に定める条件にて提供する。
- 2.提供機関は受領機関に対し、本試料に関する情報であって、別紙１第３項に規定する研究（以下「本研究」という）の実施に当たり必要とするものを開示するものとする。
- 3.本試料の送付にあたっては、原則として受領機関がその経費を負担する。

（資料の使用目的）

- 第２条 受領機関は、本試料を、受領機関における別紙１第３項に規定する部署での動向に規定する研究担当者（以下「研究担当者」という）による研究にのみ使用するものとする。

（目的外使用の禁止等）

- 第３条 1.受領機関は、本試料を第２条に規定された目的以外に使用してはならない。
- 2.受領機関は、本試料を提供機関の承諾を得ることなく研究担当者以外の者へ提供してはならない。
- 3.受領機関は、本試料を営利目的や臨床目的等の学術・研究以外の目的に使用してはならない。
- 4.受領機関は、本試料を日本国内においてのみ使用するものとする。

（研究成果の公表）

- 第４条 1.受領機関は提供された本試料に係わる研究成果または本試料を基礎とする研究成果を公表するときは、提供機関へ事前に公表の方法とその内容を通知し、承諾を得るものとする。
- 2.受領機関は、研究成果の公表の著作権について提供機関と事前に協議するものとする。

- 第５条 1.本試料に関連した発明又は考案を出願しようとするときは、出願時に提供機関に連絡し、権利の帰属、持分及び工業所有権の出願手続き等について、提供機関と協議するものとする。
- 2.提供機関及び受領機関は、受領機関が本試料に関連して改変をなした場合には、その権利の帰属又はその取扱いについて協議の上決定するものとする。

（提供機関の責任）

- 第６条 1.提供機関は、受領機関に対し、本試料に対する品質、性能、安全性等の如何なる保証もしないものとする。
- 2.提供機関は、本試料の使用・保有によって発生した如何なる損害についても一切その責任を有せず、かつ直接又は間接の被害を問わず如何なる損害に対しても賠償義務を負わないものとする。

る。

(契約の終了)

- 第7条 1.本研究が終了したときに本契約は終了する。
- 2.受領機関は、本研究が終了したときには、提供機関に対して本契約の終了を通知するものとする。
- 3.第1項の規定にかかわらず、第4、5及び6条の規定の効力は消滅しないものとする。

(契約終了後の本試料の取り扱い)

- 第8条 本契約を終了したときに、受領機関は、別紙1第4項に規定する方法により本試料を取り扱う。

(協議)

- 第9条 本契約に定めのない事項または本契約の条項に関し疑義が生じた場合は、提供機関及び受領機関間で協議し、友好の精神にそって解決を図る。

本契約締結の証として、契約書正本2通を作成し、提供機関、受領機関が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(提供機関)

(受領機関 研究担当者)

別紙 1

項目	小項目	内容	備考
1.受領機関			
2.試料の提供	(1) 研究試料の名称	オーストラリアハイギョ	
	(2) 提供機関の担当部局及び研究者名		
	(3) 試料名		
	(4) 提供の方法	無償	
3.試料の使用目的	(1) 受領機関の担当部局及び担当者		
	(2) 目的とする研究内容	別紙 2 研究計画の通り	
4.契約終了後の本試料の取り扱い			

別紙2

本試料を使用するにあたっての研究計画